

令和3年（2021年）2月5日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

豊中市立小中学校における緊急事態宣言延長に伴う対応について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、国において大阪府に対し発令されている緊急事態宣言が延長となりました。このことを受け、緊急事態宣言下における本市の学校教育活動について、下記の通り対応することとしましたのでお知らせします。

記

1. 緊急事態宣言の延長期間

令和3年（2021年）2月8日（月）～3月7日（日）

2. 学校教育活動及び主な対応などについて

学校においては、引き続き、感染拡大防止対策を徹底しながら学校教育活動を行います。学校教育活動における主な対応については、1月14日付で配布いたしました「豊中市立小中学校における緊急事態宣言下の対応について」に基づくものとします。

保護者の皆様におかれましては、これまでも感染拡大防止について多大なご協力をいただき感謝しております。感染の収束がなかなか見いだせない状況下ではありますが、引き続きご家庭における感染拡大防止について、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

3. 卒業式について

すでに卒業式の日程についてはお知らせしているところですが、卒業式については、式典の内容を精選し時間短縮をする、保護者、在校生の参列は最小限とするなどの感染拡大防止対策を徹底したうえで実施する予定です。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては学校からの案内をお待ちください。

4. 放課後こどもクラブについて

通常運営を行います。なお、引き続き、必要最小限の利用にご協力をお願いいたします。

5. その他

- (1) 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら遠慮なく学校までご連絡ください。
- (2) 学校において感染者の出現が増えることにより、感染による偏見、差別につながらないように、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報保護について、特段のご理解とご配慮をお願いします。